

## 札幌市 ICT 活用戦略検討有識者会議設置要綱

令和 6 年 7 月 23 日  
デジタル戦略推進局長決裁

### (設置)

第 1 条 情報通信技術の急速な進展やコミュニケーションの形態が大きく変化している時代に対応し、札幌市が目指すべき都市像やまちづくりの重要概念を踏まえながら、行政のデジタル改革及び地域のデジタル改革を両輪として市民目線のデジタル改革を進めるための指針「(仮称) 第 2 次札幌市 ICT 活用戦略（以下「第 2 次戦略」という。）」を策定するため、有識者から幅広く意見を求める目的とした「札幌市 ICT 活用戦略検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を設置する。

### (検討事項)

第 2 条 有識者会議は、次の事項を検討する。

- (1) 札幌市 ICT 活用戦略 2020 の評価
- (2) 情報通信技術の動向や社会情勢の変化等に応じた第 2 次戦略の方向性
- (3) 第 2 次戦略の重点プロジェクトやその他の施策の方向性
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第 3 条 有識者会議は、15 名以内の委員及び札幌市 CDO 補佐官にて構成する。

- 2 委員は、前条の目的を達成するために市長が適当と認める者に委嘱する。
- 3 有識者会議にオブザーバーを置くことができる。
- 4 市長が特に必要があると認めるときは、委員の代理出席を求めることができる。

### (座長)

第 4 条 有識者会議には、座長を置くものとする。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名した委員がその職務を代理する。

### (守秘義務)

第 5 条 有識者会議の委員及びその参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第6条 有識者会議に事務局を設置し、事務局の庶務は、デジタル戦略推進局スマートシティ推進部において実施する。

(開催)

第7条 有識者会議は、必要に応じてデジタル戦略推進局スマートシティ推進部長が召集する。

(謝礼)

第8条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

2 前項の規定は、第3条第4項により代理出席した者に準用する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する必要事項は、デジタル戦略推進局スマートシティ推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月23日から施行する。